

●問合せ

市教委スポーツ・青少年課 ☎72-3174 ✉sports@city.ishikari.hokkaido.jp  
 みどりの課 ☎72-6122 ✉midori@city.ishikari.hokkaido.jp  
 (財)石狩市体育協会 ☎64-1220



# 気軽にスポーツを楽しもう 運動施設の開放のお知らせ

## ① 学校開放

**申込先** 市教委スポーツ・青少年課  
 市内にある14校の小・中学校の体育館とグラウンドが利用できます。使用期間は、前期(5～10月)と後期(11～4月)に分かれています。

### ※注意

学校開放の中止日には利用できません。グラウンド開放は10月末までです。

## ② 都市公園施設

**申込先** みどりの課

野球場・テニスコート・陸上競技場などの屋外スポーツ施設があります。4月29日～11月3日の期間、利用することができます。

### ※注意

- ① 広く市民の方々に利用していただけるよう、テニスコートの利用回数を各団体、週1回とします。
- ② 土・日曜の定期利用はできません(利用を希望する団体は、その他の利用として申し込んでください)。
- ③ 定期利用時間は5時～17時。夏季(6月～8月末)は5時～19時。

## ③ 市スポーツ広場

**申込先** 市体育協会

ソフトボール球場(4面のうち夜間照明2面)、サッカー場(夜間照明2面)、ゲートボール場が整備され、冬季は歩くスキーやスケートの開放をしています。  
 利用できる期間 4月末～10月末

利用できる時間帯 8時～19時(ナイター利用の場合は21時まで)

### 定期利用の申し込み方法は?

学校開放(前期)と都市公園の申込用紙は、各担当課・海洋センター・各コミセン・出張所にあります。必要事項を記入して3月18日(金)までに担当課へ提出してください(学校開放の後期受付は9月です)。

スポーツ広場の申し込み用紙は市教委・市体育協会(海洋センター)

ター内)にあります。申し込みは3月28日(月)までに市体育協会へ申請書を提出してください。

また、スポーツ広場は4月1日以降でも利用期間内であれば、随時受け付けます。ただし、空いている曜日に限ります。

※希望施設や日時が重複した場合は調整をします。日時の変更、複数団体での利用、他の施設への変更をお願いすることがありますのでご了承ください。

また、市・市教委の行事などに

学校開放(定期利用)			
学校	施設	曜日と時間帯	利用できない日
小学校	体育館	月曜～金曜 18:00～21:00	日曜 石狩小・花川小・生振小 南線小・八幡小・若葉小 緑苑台小
		土曜 14:00～21:00	
		日曜 9:00～21:00	
グラウンド	月曜～土曜 5:00～7:30	水曜 紅葉山小・花川南小・緑苑台小	
	日曜 5:00～19:00	木曜 紅南小	
中学校	体育館	全曜日 19:00～21:00	日曜 花川中・花川南中・樽川中
	グラウンド	全曜日 5:00～7:30	水曜 花川北中

都市公園施設	
名称	利用申込先
①若葉公園テニスコート(砂入り人工芝1面) ②紅葉山公園テニスコート(ハード1面・クレ-3面) ③紅葉山公園テニスコート(ハード4面) ④若葉公園野球場 ⑤紅葉山公園野球場	紅葉山公園管理事務所 花川北2条3丁目 ☎74-7417
①花川南公園テニスコート(砂入り人工芝2面) ②花川南公園野球場 ③樽川公園テニスコート(ハード4面) ④樽川公園野球場	花川南公園管理事務所 花川南6条5丁目 ☎73-6917
①青葉公園テニスコート(ハード4面・クレ-4面) ②青葉公園野球場 ③青葉公園陸上競技場 ④ヤウスバ公園球場	青葉公園管理事務所 新港南3丁目 ☎64-0555

スポーツ広場	
施設	利用申込先
①ソフトボール球場4面(うち2面はナイター設備あり) ②サッカー場(ナイター設備あり) ③ゲートボール場4面	(財)石狩市体育協会 (海洋センター内)

### 「もしも」に備えてスポーツ安全保険

スポーツ安全保険は、スポーツ・文化・奉仕などを行う団体が安心して活動できるようにつくられた補償制度で、5人以上の団体ならどなたでも加入できます。

#### ● 1人当たりの掛け金(年額)

◆スポーツ少年団・こども会など中学生以下の団体と、文化・ボランティアなどの団体=500円(中学生以下で個人活動も対象とする時は1,050円・子どもの団体の指導者は1,000円)

◆老人クラブなど=800円

◆ママさんバレーなどの地域スポーツ団体と、大学・会社によるスポーツクラブなど=1,500円

●対象となる事故 グループ活動中の事故や、そのための往復途中の事故

保険期間 毎年4月1日～翌年3月31日

申込・問合せ (財)スポーツ安全協会 ☎011-820-1079

※申込用紙は各担当課・海洋センター・コミセン・出張所・北洋銀行花川支店・花川北支店にあります。

### その他の利用申し込みは?

日にちを決めて単発で利用する場合、学校開放は学校に、都市公園は各管理事務所に直接申し込んでください。野球場、陸上競技場は、使用の30日前から、テニスコートは7日前から受け付けています。スポーツ広場は、市体育協会です。

市体育協会です。

●問合せ  
 福祉生活課高齢者福祉担当 ☎72-3194  
 ✉fukushis@city.ishikari.hokkaido.jp

# 高齢者専用バスカード、 高齢者・障がい者専用入浴利用券のお知らせ

対象となる方には  
 3月末に申請書と  
 案内文を送ります

詳細については案内文でご説明  
 明します。申請書が届かない方は  
 ご連絡ください。なお、5月1日  
 以降に対象になる方は随時対象  
 月に申請書を送付します。

## 【特設会場および日程】

場所	日時
りんくる	4月1日(金) 10:00～
親船出張所	(以降土日祝日を除く毎日 9:00～17:00随時受付)
八幡コミセン	4月1日(金)のみ 10:00～15:00
ひまわり会館 (花川南5-3)	4月1日(金)～7日(木) 9:30～16:30(2日・3日除く) (以降、土日祝日を除く毎日 9:00～17:00 花川南出張所にて随時受付)

※「ひまわり会館」は花川南サービスセンターの隣です

## 【持参するもの】

本人が来る場合	●申請書・印鑑・本人と確認できる物 (市民証・保険証・運転免許証など)
代理の方が来る場合	●本人からの委任を受けた申請書 (委任状の欄に必ず本人の押印が必要) ●代理の方の身分確認ができる物 (市民証・保険証・運転免許証など) ●代理の方の印鑑

※障がい者の方は上記のほか、身体障害者手帳または療育手帳を持参してください。

### 高齢者専用バスカード

対象 市内に6カ月以上継続して住民登録をされている在宅で70歳以上の方。  
 ※身体的または地理的にバス利用が困難な方にはタクシー券を交付します。

### 高齢者・障がい者専用

### 「番屋の湯」入浴利用券

石狩温泉「番屋の湯」の入浴利用券を交付します。  
 対象 市内に6カ月以上継続して住民登録をされている在宅の方で、次のいずれかに該当する方。  
 ①満70歳以上の方  
 ②身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの等級が1級または2級の方  
 ③療育手帳の交付を受け、その障がいの程度がA判定の方  
 ※「番屋の湯」に入浴する際に身体的に介助が必要な方には、介助者と一緒に入浴できる入浴利用券を用意していますので、受付でお申し出ください。

施設に入所中および入院中の方は申請できません。退院または退所してから申請してください。

